

第 53 期令和 4 年度高知県最低賃金専門部会(第 3 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 4 年 8 月 8 日 午前 9 時 35 分から午前 11 時 28 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正審議

- ア 経済指標及び業務改善助成金周知の取組状況等について事務局から説明した。
- イ 賃上げを行う企業の環境整備について、政府へ要望を行うことが使用者代表委員から提案された。
- ウ 労使代表委員から改定額に係る主張が行われた。
 - ・労働者代表委員から最低限の生活を営むために必要な賃金水準である940円に引上げる旨、使用者代表委員から賃金改定状況調査における賃金上昇率を根拠として最低賃金の引上げは+16円(836円)までとする旨主張された。

その後一旦中断し、労使各側で歩み寄りについて検討し、労働者代表委員からは940円を譲ることはできない旨、使用者代表委員から物価上昇率を考慮する必要も認められることから目安までの引上げについて一定の理解を示す旨主張された。